令和8年度徳島県サービス管理責任者等研修（実践研修）開催要領

（サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修）

1　目的　障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

2　実施主体　徳島県（徳島県障がい者相談支援センター）

3　研修日程等　講義1日＋演習2日（計3日間）

日程	1日目（講義）	2日目（演習）	3日目（演習）	定員
A 日程	令和9年 2月10日（水）	令和9年 2月15日（月）	令和9年 2月16日（火）	144名程度 各日程 72名程度
B 日程		令和9年 3月9日（火）	令和9年 3月10日（水）	
会場	オンライン （Zoom 又は Google Meet）	徳島県教育会館　5階ホール （徳島市北田宮1－8－68）		

※　演習内容は、A 日程、B 日程ともに同じです。
※　申込者数によっては、一部の日程のみの開催となる場合があります。
※　申込フォームに演習の希望日程を入力していただきますが、申込状況によっては御希望に添えない場合があります。あらかじめ御了承ください。
※　研修内容については、別添「令和8年度徳島県サービス管理責任者等研修（実践研修）カリキュラム」を御確認ください。

4　研修の対象者　**※県外事業所の方は受講できません。**

本研修に必要な全日程を受講できる者で、次の（1）～（4）のいずれかに該当し、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者（サビ管）又は児童発達支援管理責任者（児発管）として従事している者、又は従事する予定の者が対象です。

（1）サービス管理責任者等研修（基礎研修）及び相談支援従事者研修(初任者研修Ⅰ又はⅡ）を修了後、本研修の受講開始日前5年間において、指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上（かつ勤務日数 360 日以上）、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者。

（2）サービス管理責任者等研修（基礎研修）の受講開始日時点で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件をすでに満たしており、サービス管理責任者等研修（基礎研修）及び相談支援従事者研修(初任者研修Ⅰ又はⅡ)を修了後、本研修の受講開始日前5年間において、指定障害福祉サービス事業所等において通算して6か月以上（かつ勤務日数 90 日以上）、個別支援計画作成の一連の業務に従事した者。（※個別支援計画作成の一連の業務に従事することについて、事前に指定権者に届出を行っていることが必要です。）

（3）平成 30 年度以前の旧告示によるサービス管理責任者研修（介護、知精、就労、身体、児童）又は児童発達支援管理責任者研修（以後：「旧研修」）を修了し、平成 31 年4月1日以降に相談支援従事者研修（初任者研修Ⅰ又はⅡ）を修了した者で、相談支援従事者研修の修了後、本研修の受講開始日前5年間において、指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上（かつ勤務日数 360 日以上）、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者。又は、通算して6か月以上（かつ勤務日数 90 日以上）、個別支援計画作成

の一連の業務に従事した者。(※実務経験 OJT6か月の場合、事前に指定権者に対し、個別支援計画作成の業務に従事することについて届出を行っていることが必要です。)

(4) 過去に実践研修、更新研修、又は旧研修を修了し、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての配置要件を満たしていたものの、更新期限までに更新研修を修了することができなかった者。(※本研修受講のための実務経験 OJT 期間は不要です。また、基礎研修から受けなおす必要はありません。)

5 受講申込 (1)電子申請 ➔ (2)書類準備 ➔ (3)郵送・持参

(1) 電子申請システムに基本情報を登録

① 受講申込ページへのアクセス
次のURLから「徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス」(以下「電子申請サービス」)内の「令和8年度徳島県サービス管理責任者等研修(実践研修)受講申込」にアクセスしてください。

【受講申込フォーム】
https://apply.e-tumo.jp/pref-tokushima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17513

② メールアドレスの入力
連絡先メールアドレスの入力を求められますので、受講希望者本人と確実に連絡が取れるメールアドレスを入力してください。後日、事務局から受講に関する重要なお知らせ(日程や研修内容の変更、提出課題についてなど)をお送りすることがあります。

③ 必要事項の登録
入力完了後、アドレスに申込画面の URL を記載したメールが送信されます。記載されている URL にアクセスして必要事項を入力し、登録を完了させてください。なお、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-tokushima@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

④ 受講申込完了の確認
必要事項の登録完了後、①で登録したメールアドレスに【申込完了通知】が自動送信されます。届かない場合は申込が完了しておりませんので御注意ください。なお、申込締切日以降は受付できません。また、申込締切日にはアクセスが集中することが予想されますので時間に余裕を持った申込をお願いします。

(2) 必要書類を準備・作成

① 実務経験調査書・受講要件確認書
- ○ OJT2年以上…【様式1】、【様式2】
- ○ OJT6か月以上…【様式3】、【様式4】
- ○ 再受講…【様式5】

② 個別支援計画(原案)の作成業務に関する届出書(写し)
指定権者に事前の届出を行い、受付印が押印された書面の写しを提出してください。
(※)やむを得ない事由によりサービス管理責任者(又は、児童発達支援管理責任者)を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等とみなして従事していた場合は「サービス管理責任者等の欠如に係る協議書(写し)」を提出してください。

③ 県外の修了証書(写し)
徳島県外で研修を修了している場合、その修了証書の写しをご提出ください。

④ 氏名変更の証明書類(写し)
過去の研修修了時と現在の氏名が異なる場合、氏名変更が確認できる証明書類(旧姓併記の住民票や運転免許証等)の写しをご提出ください。

＜参考＞

			5(2) 必要書類			
			① 実務経験調査書 受講要件確認書	② 個別支援計画(原案)の 作成業務に関する届出書 (写し)(※)	③ 県外の 修了証書 (写し)	④ 氏名変更の 証明書類 (写し)
4 研修の対象者	(1) OJT2年	サビ管	必要 【様式1】		該当する場合のみ提出	該当する場合のみ提出
		児発管	必要 【様式2】			
	(2) OJT6か月	サビ管	必要 【様式3】	必要		
		児発管	必要 【様式4】	必要		
	(3)旧研修 OJT2年	サビ管	必要 【様式1】			
		児発管	必要 【様式2】			
	(3)旧研修 OJT6か月	サビ管	必要 【様式3】	必要		
		児発管	必要 【様式4】	必要		
	(4)再受講	サビ管 児発管 (共用)	必要 【様式5】			

サビ管・児発管の両方の修了証書を希望される場合、【様式 1～4】はそれぞれご提出が必要です。(対象:基礎研修等で両方を修了している方のみ)

(3) 期限までに必要書類を「郵送」又は「持参」(※メール・FAX不可)

① 申込に係る期限

ア 電子申請サービスへの必要事項の登録

令和8年12月11日(金)午後5時

イ 実務経験調査書等の提出(郵送又は持参:メール及び FAX 不可)

令和8年12月11日(金)午後5時必着

② 書類の提出先

(提出先)〒770-0005

徳島県徳島市南矢三町2丁目1－59(徳島県立障がい者交流プラザ1階)

徳島県障がい者相談支援センター 地域支援・研修担当 宛て

【ご注意ください！】

「電子申請サービスへの登録」と「必要書類の到着」の両方が期限内に完了して、はじめて申込完了となります。

6 受講決定

受講の可否については、**1月中旬**を目途に徳島県障がい者相談支援センターにおいて決定し、「電子申請サービス」により通知します。受講決定後メールにてお知らせしますので、申込内容照会(下記 URL)にアクセスし、申込時に自動送信されたメールで通知のあった整理番号とパスワードを入力して、各自御確認ください。

【申込内容照会 URL】
https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action

なお、申込者多数の場合は、各事業所における優先順位等を考慮し、受講者を決定します。受講希望者の各事業所における優先順位を受講申込フォームに記入してください。

7　受講費用

受講料　3,000 円

受講決定後に納付書を送付しますので、納入期限までに納付してください。
受講料の納付がない場合、修了証書は交付できません。
※いかなる理由でも納付後の返金はできません。

8　修了証書

研修の全日程を修了した者には、修了証書を交付します。

本研修の修了証書は、申込フォームの「研修修了状況」に記入いただいた研修に基づいて交付されます。

◇「サービス管理責任者研修（介護・知精・就労・身体）」「サービス管理責任者研修（基礎研修）」を修了済みの方
⇒「サービス管理責任者研修（実践研修）」

◇「サービス管理責任者研修（児童分野）」「児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）」を修了済みの方
⇒「児童発達支援管理責任者研修（実践研修）」

◇両方の基礎研修を修了されている方　⇒　希望する修了証書

受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的にのみ利用させていただきます。（研修修了者は、当センターが修了者名簿を作成し管理します。）

9　注意事項・その他

（注1）原則として、30分以上の遅刻、不在、早退等は、欠席とみなします。ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

（注2）受講態度が著しく不良である場合（居眠りや受講中の携帯電話の使用、勝手な退席、私語等）は、修了証書を交付できないことがあります。

（注3）申込内容に虚偽の記載が判明した場合は、受講決定や修了を取り消すことがあります。

（注4）天候等の事情により、研修の変更や中止が生じる場合があります。最新状況は県障がい者相談支援センターのホームページでお知らせしますので、受講前に必ずご確認ください。

10　申込・問合せ先

〒770-0005
徳島県徳島市南矢三町 2 丁目 1-59（徳島県立障がい者交流プラザ1階）
徳島県障がい者相談支援センター　地域支援・研修担当
電　　話　088-631-8711
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　syougaisyasoudanshiensenta@pref.tokushima.lg.jp

11　研修会場

会場：徳島県教育会館
5階ホール
住所：徳島県徳島市
北田宮１－８－６８

【周辺地図】



※注意
今回の研修会場は、徳島県立総合教育センター（板野町）ではありません。